

平成27年9月実施定期監査結果報告

1 監査の対象

小学校（4校）、中学校（2校）

2 監査の範囲

今回の定期監査は、原則として監査の対象施設における平成26年度及び平成27年度の財務に関する事務の執行全体にわたったものであるが、特に次の点に主眼を置いて実施した。

- (1) 施設財産の管理状況について
- (2) 現金及び物品の出納保管状況について
- (3) 経理事務の処理状況について
- (4) 諸帳簿の整備状況について

3 監査の実施年月日及び実施施設

実施年月日	実施施設
平成27年9月9日	高田小学校
平成27年9月10日	広田小学校
平成27年9月14日	小友小学校 第一中学校
平成27年9月15日	気仙小学校 気仙中学校

4 監査の方法

監査にあたっては、事前に提出を求めた資料に基づいて、施設の整備状況及び予算の執行状況について精査し、また、あらかじめ当日提出を求めていた帳簿等について、学校長から聴取調査を実施するとともに、施設設備の管理状況については、必要に応じて現地調査を行った。

5 監査の結果

(1) 施設財産の管理状況について

各学校の施設財産の管理状況については、安全点検、法定点検を行うなど適正に管理されていると認めた。また、点検で指摘された事項については、改善済または改善予定であることを確認した。一部の学校で見受けられた施設の不具合等については、必要な対策を講じられたい。

(2) 現金及び物品の出納保管状況について

各学校の現金の取り扱いについては、即日処理または所定の金庫に一時保管後、金融機関に納入するなど適正に管理されていると認めた。

また、物品の出納保管および備品台帳、理科実験薬品については、概ね適正に管理されていると認めたが、一部の学校において理科薬品台帳や使用簿が整備されていないので、適切な保管管理を徹底されたい。

(3) 経理事務の処理状況について

各学校の予算執行については、年間配当予算内で執行されており、支払事務についても延滞なく適正に行われていることを認めた。

(4) 諸帳簿の整備状況について

各学校の諸帳簿については、概ね法令等に準拠して整備されていると認めたが、一部の学校において、施設設備台帳に記載された校地面積が行政財産台帳と一致していないので、これを精査し、正確な数値により管理されたい。